

標準書誌記述と統一目録規則について

Standard Bibliographic Description

vs.

Uniform Cataloguing Rules

中 村 初 雄

Hatsuo Nakamura

Résumé

In my last contribution to this annual, entitled "Fragments from My Viewpoint after ICCP 1961—Is Mr. Gorman's Report a Next Step?" I argued that the "difference between two languages are often stronger than the distance between the earth and moon." I certainly did not mean that we should give up the principle of Uniform Cataloguing Rules based on international standards. The main issue of my contribution at that stage was rather to see how the newly established cataloging rules in various countries are in accordance with the principles or the statements. The Paris Conference (1961), by its decision with regard to choice and form of heading and entry word has taken a big step. I felt, however, the follow up of the decision in various countries should be a more urgent task for us than the initiating of the Standard Bibliographic Description (SBD), which relies more upon the conventional usage of each language, than the choice of headings does. A certain library administrator sent me a kind note criticizing my résumé, "I am more optimistic than you. I look forward to extending international acceptance of describing library materials, resulting in major part from the pressures exerted by mechanization and the economic desirability of reaping its advantages. . . ." Another administrator commented that I should follow up the further report of Mr. M. Gorman.

Mr. Gorman's *Revised draft proposals, SBD* (November 1969) is based on discussions at the International Meeting of Cataloguing Experts itself and also of its Working Party, and is clearer than the August "working paper." I am still wondering whether the intent of SBD can acquire wide understanding and acceptance. SBD says in principle that it is concerned solely with describing books. Mr. Gorman believes that separate treatment of choice of heading, arrangement of heading and the description of books (excluding serials) would result in efficiency. I myself have the opinion that those three factors mentioned above must always handled so they complement each other. The features of SBD are only valid, when one is concerned chiefly with the question of machine readable records. This Mr. Gorman denies.

Now let us analyse the breakdown of comments on SBD (Nov. 1969) from various countries.

According to the *Digest* prepared by Mr. Gorman (March, 1970) seventeen libraries representing seventeen countries responded to “General Points” of SBD. There are thirty comments mentioned. One third of them are on “Punctuation” problems. Four countries sent comments on the “Order of elements in the SBD,” three countries on “Source of information.” If the comments are analysed in this way and no comment is taken as approval, we may conclude the result was “The comments, in general, reflect satisfaction with the purpose and ideas of the SBD proposals.” If we see the thirty comments in other way, e.g. vertically, we find that many of the comments ignore some of the fundamental aspects of SBD. There are ten disapproving comments from nine countries, which range from renaming the title of document (Standard Catalogue Description instead of SBD), suggestions including choice of heading, filing problems or serials handling, and preference for normative punctuation, etc. Six comments concerning the General Point: the scope or extent of elements in the SBD are scattered in (3) “Object of the SBD”, (5) “Order of elements in SBD”, (8) “Flexibility”, (9) “Comprehensiveness of the SBD” and (11) “Obligatory elements”, they range from restriction to extension and we cannot say whether they meant acceptance of SBD or not. There are two competitive comments and one compromising comment about the use of brackets “[]” and source of information problems, i.e. title page versus the book as a whole. The remaining comments include some additional suggestions, which are of a technical nature and we cannot say whether they are for or against the fundamental features of SBD.

One comment, however, considers that the strength of the SBD lies in the standardization of the order of elements. I personally think also that this point is the single significant merit of SBD, if SBD's features stay unchanged in the present form. Comments on the “Particular Points” from twenty countries show a somewhat different picture. One hundred and sixty comments are distributed in eight categories or 31 divisions including sub-categories. A glance at sixteen comments on the subcategory of title area “author statement” and fourteen comments on the category “Multi-volumed works” is promising, because the comments here are rather sympathetic. Less than 25% of the respondents criticized the proposal, and this questioning attitude promises the healthy growth of SBD. I wonder what will happen to the SBD in next few years, but hope earnestly that SBD develops into standardized Uniform Cataloguing Rules, notwithstanding, that Mr. Gorman himself does not primarily intend this. Integration of choice of heading (Statment at Paris Conference 1961 ICCP) and SBD (IMCE) and furthermore with subject cataloguing as a final goal is of course desirable, but to the end we must first make clearer for the library and publishing world, the feasibility and utility of consistent headings given to all the library materials including serials and non-book materials in the world.

(School of Library and Information Science)

- I. 本稿執筆の背景
- II. M. Gorman の SBD 改訂案について
結びにかえて

I. 本稿執筆の背景

1969年のIFLAの総会を前に、コペンハーゲンで、世界の目録エキスパート達がより集った。1961年にIFLAが目録原則についての国際会議で決議した“標目設定に関する協定メモ”ともいべきもののその後の進展、具体的にいうと会議以後にそれぞれの国々で発表された目録規則の改訂が協定の主旨に沿っているかどうかを検討するのが第一の議題であった。その他の議題としては、“機械により識別可能の目録作業”“全国書誌における記入での諸要素について”があった。前者については堀内郁子、小田泰正、その他¹⁻⁴⁾の発表があり、後者についてはまだ会議討議資料(Document for examination)ではあったが、M. Gormanの報告に沿って、私が本誌前号に紹介した。⁵⁾

私の紹介には、簡単な英文レジュメをつけてあった。著者抄録の持つ不備、それに外国語表現の限界ということから私はあまり多くを期待していなかったが、3人の外人から良い示唆を受けた。そのうちの二つの趣意をここで並列して紹介することにしよう。

・・・本文が読めないので残念ですが、レジュメの部分は関心を持って読みましたが、意見を言わせてもらいます。

私は貴方よりも事態をモット楽観的にみえています。図書館資料を記述してゆくのに、国際的の一致承認というものが次第に開けてゆくものとみえています。その理由は、主として、機械化の威力発揮からくるところのプレッシャーと、機械の利点をとり入れることが経済的にも願望されているからといえましょう。アングロ・アメリカン目録規則によって代表されていた体制と、ロシア規則のそれとでは永久に両立し得ないであろうと想像されていた時代からみて、実に短期間のうちにその妥協がなったということを思い浮べてみて下さい。

図書館に電算機が導入されてきた場合に、目録規則、特にその資料の記述などに関して、どんなことがおこってゆくかについては、そう容易に見透しをつけることは出来ません。

私自身は、図書館のその陣営(機械化)の人達やそういう運動とは、今のところ関係は持っておりません。しかしいくつかの実例、電算機にまかして作成さ

せたものの成果を見せられますと、従来の書誌的記述の相当程度を省略してもすむようになるのではないかと考えています。とはいうものの、私自身は、機械に直面しないですむこと、特にそれについて教えないですむことを、非常に喜んでおります。

両方とも私の尊敬する、アメリカの目録界の大先輩である。前者は、1961年のパリに於ける国際会議のスポンサーになった方で、目録係から管理者になった経歴の持主である。私がレジュメで“機械化することに関心をよせている数カ国の間でならば、或る程度の意見一致はみられようが、[公開の国際会議、すくなくとも1961年の程度、53箇国もあつまるような場での]議題としては、一致に至るまで相当の困難を覚悟しなければならないであろう。”と言ったことに対する反論とみられよう。私の言いたかったことは“資料の個々の記述法の細部についてまで統一的に規定することは時期尚早であって、これをやりだすにはあまりにも、言語習慣の相違、各国での資料生産・配布などの格差が大きすぎるのではないか。むしろ1961年の会議での決議Iで一致をみた標目に関する原則の統一、共通理解を推進してゆくのが適当であろう”ということである。あの時に協定された原則ののり起草、改訂された何カ国かの目録規則の標目設定の部分と、A. H. Chaplinの“目録原則注釈版”(未定稿)⁶⁾との照合・検討、更に同会議での決議IVの実施計画⁷⁾の推進がなされて、そのことが、目録作業者にどんなに役に立つことであるかを認識した後で、Gorman構想はとりあげられるべきであろうというのが、私の意見である。

53カ国もの代表者にそれぞれ、旅費その他の費用を提供してお集り願ひ、非常によく準備された原案を説明し、ほぼ全会一致の決議をみたとしても、——勿論それに参加するという自体は大きな意義もあろうが、——その後の事後処理が不十分であるならば、その意義を全うすることはできないであろう。図書館員という専門職の確立といったことなど遥か彼方にまたたいているといった国々、確立されているといわれていても変動の激しい国々、そこで、あの決議の主旨がどう育っているかを客観的にとらえてゆく努力に重点を注いでゆかないと、国際会議というものが、形骸化されてしまうセレモニーになりかねない、ということを描いたかったのである。

最初の評者の著書『研究図書館未来像論』は私もかつて紹介したことがあり、その卓越した見識にはいつも教

えられている私である。この人とは1958年の全米図書館大会（サンフランシスコ）でのある部会で一緒になり、また別の面をも見せられたことがある。大学図書館における閲覧座席の不足の対策が論題になって盛んに討議が行なわれている最中に、突然入ってこられ、“閲覧室のように時期的に利用の変動の激しいものを拡張してゆくようなことはなるべく避けて、そのような場合にはむしろ教室の流用をこそ考慮してみたらどうだろうか”といった意味の発言をされたことがある。私自身は、以前旧校舎に慶応の図書館学科があった時代に、よく実施されていたことであり“結構な対策”であり、おそらく反響を呼び、何人かの事例紹介なども出るのではないかと予期していたのであるが、この時の提案・質問は完全に無視されてしまった。いわゆる“お呼びでない”“いま問題にしているのはその点ではない”的意見であったものらしい。発言者が退席してしまった後で、議長は“あの方は、いつまでたっても、スマート・ボーイである。大学図書館管理の隘路だとか困難点を見無視して、実に簡単に、思い切った提案をしてゆかれる”と言って満場をわらわせ緊張をほぐして、論議を進められたことがある。私はその当座は“アメリカでも図書館人は、新しい実験にとりくむのに慎重なのかな”といった印象を受けたことを思いおこす。その、スマート・ボーイと言われた老大家から、“中村、お前の心配はとりこし苦勞で、敗北主義だぞ、モット前向きの姿勢でみてゆけ”と批判を受けた次第である。

二番目の意見をおくった人は、世界中をよく旅行してまわり、各国の図書、書誌記録の事情に精通した専門家である。日本にも1年以上滞在され、日本の目録・分類の事情にもくわしい方である。

この人も、“自分の見せられたいくつかの例は、役に立ちそうで、目録係が従来汗を流してやっていた仕事も大部肩がわり出来るのではなからうか”という意味で言っているとすれば、私のレジюмеで言わんとした主旨は言葉たらずで通じなかったと思われる。

三人目はアメリカ人でなく、英国人からであった。この意見は文面は非常に簡単なものであったが、私にとって非常に参考になった。それは“M. Gorman のその後の報告をよく読んでくれ”という注文であった。私が昨年の本誌で論じ、注文をつけた Michael Gorman の提案は、目録エキスパートの国際会議での“たたき台”といった意味の試案にすぎないのであって、その後の彼の報告についての意見を聞かせて欲しいという注文であ

った。

昨年8月のコペンハーゲンでの前述の国際会議の際には、国立国会図書館の小田泰正氏が出席して、日本図書館協会の意見の中に、私の見解も加えて、Gorman に伝えて、討議をされた。その討議後に Standard Bibliographic Description “標準書誌記述”を検討する Working Party が結成され、10月にはロンドンで第一回の会合が開かれた。Gorman はその書記長となり、11月には改訂案を発表している。⁸⁾

本誌前号の私の小論を補う意味と、1970年度 IFLA 総会における A. J. Wells の“統一目録規則”と題する発表の背景を明かにしておく意味で論じてゆく。

II. M. Gorman の改訂案について

ここに紹介しようとする、Gorman 改訂案なるものは、Working Party の人あるいは彼のいう所謂“緊急性”なるものに即応するため、といって、その記述要素の順序だけは、わずか2カ月できめてしまっている。

その順序というのは：

1. 標題 (Title area)
 - a 書名
 - b 副書名
 - c 著者表示
 - d その著者についての補助的著者の表示
2. 版表示 (Edition area)
 - a 版
 - b その版についての補助的著者の表示
3. 出版事項
 - a 出版地
 - b 出版者
 - c 出版年
 - d 印刷地
 - e 印刷者
4. 対照事項
 - a 巻頁事項
 - b 挿図関係
 - c 大きさ
5. 製本等
 - a 装釘
 - b 値段 (定価)
 - c I S B N (国際標準図書番号)
6. 叢最名表示
7. 注記 (言及しておくとう有用な、同著作の他の書

名なども含む)

Gorman は、改訂案 (1969年11月発表) の中で、標準書誌記述 (以後 SBD と略称する) の目的とするところは何であって、SBD はどんなものであってはならないかを明らかにしている。最初の、即ち昨年8月の会議での討議原案よりは更に推敲され、本誌前号の小論で示唆してある構成に近づいたとみられよう。原提案の作成に際しては8カ国の全国書誌を参考にしたが、改訂案で実例として使用しているのは、英、米、仏、独、ハンガリーの5カ国の書誌に限定している。説明全体は、より詳細になり、私が前号の小論で指摘した点も含め、いろいろの点がより明らかにされている。冒頭で“句読法と用語定義にはいろいろと問題が多いが”と断わっており、改訂案でも原提案の最後にあげてある句読法の形式を用いてはいるが、それはあくまでも便宜的に用いただけのもので、SBDとして常に守らねばならない部分とは解釈しないように、特に注意している。用語については、その用語が最初に用いられる時に定義を与えておくこととして、標題 (Title area) 以下14語に特別な定義を与えている。⁹⁾

Gorman は“SBD の中では逐次刊行物、揃いの雑誌、ならびに個々の雑誌といったものを論じようとしていない”と言っている。意識的に、これらを別個の問題にしようとしていることは、私などが常に主張しているところとは逆であるが、機械的に処理してゆくのを徹底させると、“完結するものと、無限につづくもの”との区別が実際上の問題として必要であるというのであろう。しかし原提案にはなかったことであるが、改訂案では、多巻物を1冊毎に目録記入する場合のことが特設されるにいたったことは、一種の妥協ともみられよう。

A, SBD の目的とその性格

SBD とは何で、何を目的としているか、それは端的に言えば、“資料を記述してゆくのに必要とされる諸要素に、固定した形式と、秩序 (順序) を与えること”と言い得る。その為に、SBD の最重要な特徴となってくることは、記入に必要とされるあらゆる要素に対し、網羅的に記入位置を用意しておくということである。だからといって、いかなる状況でもそれら総ての要素を全部用いるという意図ではない。例で説明しよう。SBD は、著者表示、翻訳書の場合などの原書名、標準図書番号を含むということにきまっとしよう。その場合、それらのSBDが別の機会にいくつかとりだされて、著者順、原書名順、標準図書番号順のそれぞれでならべられ

るとすると、その場合にはそれぞれ著者名、原書名、標準図書番号などを繰りかえしてのこしておく必要はあるまい。そしてそのような記入要素は目録毎で、あるいは同じ目録の中でも記入毎にでも違ってくるものであるから、SBDとは“どれを省略して”とか“どれだけはみんな固定位置に残しておけ”といったことを予め規定しておくわけにはいかないのである。それらのことは、SBDを用いる個々の利用者にまかせられるのである。SBDとはそれぞれの図書館にとって、変更することの出来ない金科玉条の規約ではない、と Gorman が言っているのはその意味においてである。SBDは個々の目録者が適切と思う諸要素に秩序を与えてゆく様式 (Formula) とでも言うべきであるとも言っている。

いま述べたことは競合するようにも感ぜられることであるが、SBDには標準化という特徴 (むしろ使命というべきか) もある。ここで標準化という、その力点は、いついかなる場合にも、そこで含まれるべき記入要素の順序というものは不変でなければならないという点である。

三番目のSBDの特徴ともいうべきものは、それはただひたすらに、資料を記述するということを旨としているという点である。“標目をつけたり、それを目録の中に繰り込んでゆく”といったことには、かかわりを持たないのである。以前は、書誌的記録のこの両面を区別しなかったもので、目録作成・使用でも、また用語上にもいろいろと問題を惹起したものである。この両方のことは全く別の事柄であって、Gorman 等の Working Party はこの両面を峻別することで、仕事が容易になったのである、”といった趣旨を彼は言っている。このことは、私自身が、主題目録作業を考えるときに、メッセージの伝達と意味の伝達とを二段にかけて説明¹⁰⁾するのと似た説明ではあるが、色々と論議の対象となる点でもあるが、ここでは問題の所在の紹介のみにとどめておく。

四番目の特徴としては、このSBDは第一義的には、記述の実際的内容そのものにはかかわりない、という点があげられる。SBDとして例えば、出版者の名称をあげておく場所は与えておくが、その名称がどんな形でなければならないといったことは問わない。SBDとは記述目録をするための規則ではない。勿論、記述目録規則というのは、SBDを基礎にして作られるということはあるであろうが、それは目録作業というものの相当部分が資料の記述である以上、当然のこととも言い得よう。SBDの目的というものをこのように限定してゆくこと

は、Working Party にとって、次の二つの意味で重要なことである。限定された場合、第一には国際間の協定や合意がより容易になり、第二には、機械化システムに SBD を応用してゆくことも容易になる。機械が読みとれる記録ということに関係してみれば、情報内容それ自体が重要である、ということはないのである。記入の内容と順序を分離してしまうということは、事実上困難であることもあるので、内容の問題についても若干は論議してゆかねばならないが、それは最少限にとどめておこうと Gorman は言っている。

SBD の目的とするところは、標準化を助け、書誌的データの国際交換を助け、書誌記録がたとえ外国語でなされていても、その理解をしやすくしてくれるということである。

機械が読みとれることの出来る記録といった問題が SBD の主要関心事であるということはない。SBD は写本、タイプ原稿、印刷された資料の書誌記録が主要関心事であって、その次に、それらの記録を機械が読みとれる形に変換するのを助ける、いわば、副産物として書誌記録記入のコード化、付箋つけなどが容易になることをねらっているのである。加うるに機械が読みとれる記録から生産された目録やリストは SBD と一致して理解もされるようにならねばならない。

Gorman の発想は、我国でも関西の研究グループの一部で唱道されている「標目と記述の分離」方式と一脈相通ずるものがあるともいえよう。しかし私はむしろ、この方式は、C. C. Jewett の Stereotyped titles の構想と軌を一にしていると見ています。直接ではないが、機械化を目ざしてという動機にもまた類似点が見られるのである。

B. 改訂案の各論概要

1. 標題 これについては、前号の小論でも触れたが、新しく銘記されていることは二つ以上の書名を持つ著作に対しては、まず最初に、どれか一つを主たる書名（原文は固有書名、title proper）と認定して、他の書名を副書名として扱うという点である。これに対応する日本目録規則は 90 条 3 項すなわち「副書名および別書名は、書名のつぎに記載する。ただし、副書名の長いものは一般注記に移して記載する。」というのである。注記に移すということは SBD の場合も当然認められていることである。しかもこの条の注記で言っていること、すなわち、

書名の前にあってこれを限定修飾し、または書名に

関連して表示されているもので、書名の冠称と呼ばれる部分（小さな文字で表示されたり、2 段割りで表示されていても、書名の一部分であったり、副書名や叢書名にあたるものがある）は、つぎのとおり扱う。

- (1) 書名の一部分であるものは書名として記載し、割書または文字の大小等は記載にあたって考慮しない。
- (2) 副書名として書名を説明する形のもの副書名の位置に記載する。
- (3) 著者を表示するものは著者表示の位置に記載する。

以下略

とも何等抵触するものでもない。

SBD Ia 2 項最後には「著者を表示するものといえども、文法上分離出来ないような場合には主たる書名の一部分とみなす」といった条項があり、例として

Marlowe's Plays;

Goethes Stücke;

などがあげられている。

日本目録規則ではそこまでは断わっていないが、

Lenin, Nikolai

レーニン全集 ソ同盟共産党中央委員会付属マルクスレーニン研究所編 マルクスレーニン主義研究所訳

とあるところをみると、漱石全集もまた書名としてみなすというのが普通のようなのである。

著者表示については、日本目録規則のように、標目と記述を考察しながら作業する場合には、標目と著者表示が一致している場合は省略するが、SBD は書名の中に著者名が入っている場合にのみ省略することになっている。日本目録規則 1965 年度では、「この〔著者〕表示がないと誤解が生じやすい場合に限って記載する」と積極的に省略する姿勢を示している。勿論機械的に行なう場合には、この省略は大した俚約にならないのであまり意味はない。

2. 版表示 これは標題にひきつづき、資料の標題紙にある表現・用語そのままでもなされることになっており、日本目録規則 1965 年版の 107 条の主旨と両立し得ることは、前号の小論でも述べた通りである。

3. 出版事項 この事項については、出版年などに誤

りがある場合の処理が、Gorman提案では“そのまま記録した上で、正しい出版年を補記する”という方針をとっている。例えば、1970 [i. e. 1969] の如くである。

日本目録規則では、1952年版はこの方針であったのを、1965年版では“明らかな誤字は正しい形に訂正して、必要とあれば、もとの形を注記する”ということにしたので両立し得ない。おそらく、識別の手がかりが大切か、それとも“訂正することに主眼をおく”のが大切かの問題であろう。ここでは、フランスの全国書誌が必要としている印刷地、印刷者名をとりいれようとしている。日本におけるように、“必要に応じて注記で記述する”というのにふみきれない理由は、改訂案でも明らかでないが、おそらく、滅多に必要なないデータでもさがし出せるようにしておくという理念からであろう。機械に記憶させ、機械で検索させることを念頭におけば、当然の結論というべきでもあろう。

4. 対照事項 改訂案では、2冊以上の組物をセットとして目録記入を作成する場合には、巻数を、1冊物の場合は頁数をという方針になっていて、日本目録規則1965年度の場合とも両立して、明瞭になっている。更に、頁付けが途中からはじまるような場合、抜刷りなどの場合の規定が加わってきている。図、肖像、地図等、資料の大きさの記述の仕方についても、充分に、日本目録規則1956年版との両立ははかれる。ただ大きさのあとに、つける5は議論の余地がある。

5. 装釘、定価、国際標準図書番号¹¹⁾をつけることにしている。原提案では、刷りの部数もとなっていたがとりのぞかれている。必要あれば注に記載しておけばよいことであるので、これで充分であろう。日本目録規則1965年版では、装釘や定価に対し特別な固定位置は用意してはいないが、注記することは多い。

6. 叢書表示 これについては、前号では叢書中の叢書といった場合と、それぞれ独立の叢書2以上に属するような場合を、“,”と“.”で使いわけして、括弧でくくことを提案していたが、改訂案は私の意見に関係あったかどうかかわからないが“.”を避けて、“;” (セミコロン) にしている。そのほかに、学位論文の表示は、それぞれの国での習慣がそうであれば、叢書表示に準じて扱ってもよいということの特につけ加えている。

7. 注記 いくらでも新しい種類の注記も考え得るとき、注記の各種類を網羅的に列举してゆくことは出来ない。とはいえ、前号で紹介したことと比較すると、次に示すように、相当詳細になっている所もある。

注記とは資料並びにその内容の物質的特徴、種々の性格にもかかわるものであるが、大きくわけて次の二種があることを考慮にいれておくべきである。第一には、記入の諸要素のどれにも関連しないが、その資料の物質的または事実にもとづく諸点であって、第二には資料の主題、理念、程度(レベル)に関係するものである。特に資料の主題に関しての注記というものは、目録記入にとっては特に必要なものであるがSBDとは直接かわりないことである。

7.1 標題関係注記

7.1 a 主なる書名に関して

書名出典、各種書名、統一書名、原書名、翻字書名等

7.1 b 副書名、別書名関係、例えば主たる書名につづけるには長すぎるような副書名、別書名

7.1 c 著者表示関係 注記

たとえば以前の著者の名称

7.1 d 補助的著者に関する注記

特に団体記入の場合におこることであるが、記入本体には適切でないような場合。前の版には関係あったが、この版には無関係な人の名称と役割り。

7.2 a その資料の歴史的事項 例えば、他の図書、他の版との関係等。

例 Originally published London : Collins 1967. Facsimile reprint of 4th ed. Amsterdam : [n. p.], 1670.

7.2 b ある版に関係した補助的著者について

たとえば、現在記述しようとしている版より以前の版に関係ある補助的著者なども含む

7.3 出版事項に関係する注

その資料の以前の出版者の詳細。他の国とで同時出版するような場合の詳細

7.4 対照事項関係注記

例 Illustrations coloured by hand

Record, 7 in., 33 1/3 rpm., in pocket

7.5 装釘、値段、ISBN 注記

例 First 25 copies bound in half leather

7.6 叢書についての注記

7.7 記入の各要素とは関係(対応)しない注記

7.7 a 学位論文注記

(フランス、オランダ等では叢書名注記に準じて扱われる)

7.7 b その刷りで同時に刷られた部数

7.7 c 内容注記, 追加内容の注記

例 Bibliography p. 291. Index
List of films p. 323-327.

7.8 主題, 範囲と程度についての注記

これは厳密に記述の一部というよりも
主題目録を補うものである。従って注記の一
番最後に記録する。

7.9 個々の資料コピーについての注記

例 Title page missing
Autographed by André Gide

8. 多巻物の一冊

Gorman改訂案の最後の章で, 原提案には考えてい
なかった, 多巻物の中の1冊を目録する場合の問題を論じ
ている。

日本目録規則1965年版 §77 叢書がいろいろの論議を
まきおした末に, 昨年12月発表の改訂に至った経過を
知るものには, この追加条項は特に重要な問題点を含ん
でいる。しかも §77 だけでなく, §43 合集にも関連し
てくる。あるいはまたこの問題は物理的, 物質的にみれ
ば, いわゆる端本とみて, 対照事項以降の問題, 即ち
§126 頁数〔一冊ものについての規則〕 §131 冊数, §149
付録, 臨時増刊〔逐次刊行物についての規則〕 §150 索
引の応用だけで解決がつくと割り切る人もあろう。

まず, 日本目録規則1965年版改訂された §77 を読ん
でみよう。

叢書 通常主題またはその他の点で相互に関係のある
多数の独立の著作で, 同一の出版者によって総合書
名(叢書名)を付し, 同じ体裁の装釘で無期限に出版
されるものは, 各巻を独立の著作として扱い, 必要に
応じて叢書名から副出する。

多数の著作または数種の資料を体系的に編集し, 総
合書名を付して出版した古来の叢書は, 合集として扱
う。

特定主題に関する図書で無期限に逐次出版される叢
書は逐次刊行物として扱い, 個々の著作を分出する方
法によってもよい。

実例 略

Gorman は, この §77 の第1項に相当する所謂 “多
巻物の1冊ずつの目録作成という問題を特に追加したの
である。解決を求めるにあたり, 何種類もの目録で実施

している状況を実地検討しながら, ハッキリと成文化さ
れた形ではないが, それぞれの規則の底流になっている
立場といったものが認められた, と Gorman は言っ
ている。以下に改訂案8章の冒頭を紹介しておく。

多巻物の1冊ずつを目録してゆく際に, 私が解決と
考える方法は二段がまえでやることをハッキリと認識
することである。最初のレベルではそのセット(原文
では book)全体を含むもので, 第二の段階で個々の
巻(volume)の記述をする。いずれの段階にあって
も, SBDで約束した記入要素の順位は守らなければ
ならない。

Gormanは彼のいわゆる “二段がまえ” 方式を説明
するために, 次のような架空的な揃い物を作っている。
ここで左欄の記号はSBDの各記入要素として説明した
時のものである。

第1段階(全巻用)

- 1 a The politics of change in Venezuela:
b a joint study,
c edited by Frank Bonilla.
d
2 a 3rd ed.
b
3 a Cambridge, London:
b M. I. T. Press
c 1967—¹²⁾
d (Kingsport:
e Kingsport Press)
4 a
b
c
5 a
b
c ISBN 0 091 32214 8
6 (Social change series)¹³⁾
7

第2段階(個々の冊)

- 1 a Vol. 1: A strategy for research;
b
c
b illustrated by Joan Rice.

- 2 a
- b
- 3 a
- b
- c 1967
- d
- e

- 4 a xx, 384 p, ;
- b illus.,
- c 24 cm.

- 5 a
- b 84/-
- c ISBN 0 091 32213 X

6

7 Index

Gorman の提案に従って、二段階方式で S B D を実施したとすると、その記述は次のようになる。

The politics of change in Venezuela: a joint study, edited by Frank Bonilla. 3rd ed. Cambridge, London: M. I. T. Press, 1967—(Kingsport: Kingsport Press) ISBN 0 091 32214 8 (Social change series)

Vol. 1: a strategy for research; illustrated by Joan Rice. 1967. xx, 384 p.; illus., 24 cm. 84/- ISBN 0 091 32213 X. Index.

二段階方式でない方法でやるとすればどのようなであろうか。第1巻を受領した時点ではまだ不明の箇所、たとえば巻数だとか、未刊の分の出版年であるが、それらは未記入(オープン)にしたままで記述しておく。そして個々の巻のみに関係する事項は、注記にまわすという方法である。この方法の利点は、著作の出版が完了した時に、その記録もまたそれなりに即ち一段階方式として完成されるという点である。しかしそのことは同時にまた弱点であるとも言えるので、全巻が完成するまでは記入は未完であり、全巻出版された際にいくつかの点を調整しなければならない、という点である。この方式に従った場合の記述は次のようになる筈であると Gorman は言っている。

The politics of change in Venezuela: a joint

study, edited by Frank Bonilla. 3rd ed. Cambridge; London: M. I. T. Press, 1967— (Kingsport: Kingsport Press), vols; illus., 24 cm. ISBN 0 091 32214 8 (Social change series)
Volume 1 "A strategy for research" is illustrated by Joan Rice. Index in volume 1.

この著作が全3巻とも完結された場合には次の如くに記入は書きかえられる。

The politics of change in Venezuela: a joint study, edited by Frank Bonilla; illustrated by Joan Rice [and James Stuart]. 3rd ed. Cambridge; London: M. I. T. Press, 1967-1969 (Kingsport: Kingsport Press), 3 vols; illus. 24 cm. ISBN 0 091 32214 8 (Social change series)

Volume 1 "A strategy for research" is illustrated by Joan Rice. Volume 2 "Peace tomorrow?" and Volume 3 "Bread today" are illustrated by James Stuart. Index in volume 1.

Gorman はこの両方式についての比較検討を行なった結果、二段階方式の採用をすすめて彼の改訂案をすすんでいる。そして各種記入の実例などを、英、米、独、仏、ハンガリーの全国書誌から各5例ずつをぬきとり、それらを S B D と対応させて比較している。

C. 改訂案の反響

Gorman 報告に対する意見は、オーストリアをはじめ20カ国、21図書館から寄せられた。そのうち14カ国は国立図書館の司書の回答(英国は A. Chaplin, 米国は H. Avram, フランスは S. Honoré, スイスは P. Chaix その他) 4カ国は大学図書館(ハンガリーの A. Domonovszky, オランダの A. v. Wesemael その他) 東独と日本は図書館協会から回答がよせられた。

回答の内容は、ダイジェストされ配布されたが Gorman が、4月付の手紙で、各国からの意見は、まちまちであって、簡単に整理、まとめられる性質のものではない。という主旨のことを明らかにしている。その一部を引用するならば、彼は次のようにいっている。"参考のためにおおくりしますが、御理解ゆかれると思いますが、Working Party はこのダイジェストに含まれている意見で制限を受けるとは限りません、"と断わっている。これは誤解に基づく意見も相当あり、

まだ何回かの討議をかさねていって、次第に共通の土俵ともいうべき、協定の間を育ててゆかねばならない、ということをも認めたからであろう。私自身も Gorman のこの意見に全く同意見である。というよりもあまりにも当然の帰結として予想されていたことと言うべきであろう。

回答として寄せられた諸意見のうちから、その一部を拾って紹介し、我々が共同理解の域に達するにはまだまだ幾多の困難があることを覚悟しなければならないことを再確認しておこう。

一般的意見について

この形で回答したのは16カ国で30件あったが、その中には、Gorman の説明、SBD の目的や特質といったものがどこまで理解されていたか、疑問に思われるものがすくなくない。以下その代表的なものを紹介しておこう。意見のあとにつけた括弧内の数字は、ほぼ同主旨の意見の数を示すものと理解されたい。

1. SBD という呼称は誤解をまねく、標準目録記述という名称にしたらどうか。

2. SBD には、完全な目録を設立してゆくのに必要なすべての記入要素を、すなわち、標目までも含めて考えてゆくべきである。

3. SBD の目的といったものがあまり明瞭にされていない。各記入要素は必ずしも必要とも思われないが、どのような利用者群に対して、これら総ての要素が是非とも必要であるか、その群を定義づける若干明かならう。

4. SBD の第4番目の特徴といったもの、その中で“特に記入の内容と順序を……”と言っているところは判りにくいし、また誤解されやすい。ある状況を設定して、具体的に説明して欲しい。

5. 句読点については、言語学上の問題として考えた上で、骨組をつくって欲しい(6)。

6. 情報をどこからとってくるか、例えば日本の場合奥付も加えるといったことなどは、もっと深く検討した上できめる必要がある(3)。

7. いくつかの要素を省いてもよいようにした方が、利用者に歓迎されよう。

8. 何語で本文が書かれているかも加えるべきである。

9. Working Party は排列規則のことも考慮してゆくべきである(2)。

10. 最少限、どの要素を含ませるべきかの標準をきめ

て欲しい。

11. 逐次刊行物を含めて扱っていないのは不可解である。

13カテゴリーにまとめられた、一般的意見のダイジェストのうち、ここに掲げなかった5と13の二つだけが、Gorman の意図をよく汲んだ上で、標準化を少なくとも、要素の順序だてを徹底させることに関する意見であった。このことは、意外に感じられもするが、同時にそれが今日の情報・資料氾濫の時代における特長でもあると言えよう。

各記入要素についての意見

これに関する意見は数にこそ差はあるが、20カ国全部が回答を寄せており、その総数は160件に達している。この全部について、まとめた意見を出すことはきわめて困難であり、その作業はむしろ、8月に予定されている次の Gorman 報告、更に9月2日、A. J. Wells が“統一目録規則”(Uniform Cataloging Rules)として発表する報告とその際の討議をふまえて行なうのが効果的であろう。

私がかこれについて現在言っていることは、細分されている、具体的事項に関しての意見であるだけに、さきに指摘した一般的意見のダイジェストに見られる程ではないが、それでも根本的調整を必要とするということだけである。

多数国からの意見があつまった記入要素の若干について紹介しておく。

16の意見が集中した、著者表示について“著者表示はそれが標目と違う場合だけに出すことにしたい。”(これは日本目録規則1952年版のときの表現に最も近い主張である)と注文つけたのはノルウェー、ポーランドである。これと結局は似たことになる“どんな場合でも、著者表示を含ませねばならないという方針は更に、検討を要する”という意見を出したのが、アメリカ、スペイン、イタリーである。ハンガリーは“標題紙に出てこないような著者名であるなら、記入要素に入れておく必要はない。結局可能な限りいつでも著者表示を出すという原則には反対である”と言っている。

西独は、“著者表示が常に必要という考えは理解出来る。しかし、これを書名にリンクさせるとき、また版とか出版事項を補助的著者とリンクさせる場合に実際的な困難が生ずることは予想出来る”と言っており、スウェーデン、フランスがこれと同じ考えである。フランスは更

に“リンクを示すための、国際的に一致承認出来る特別のサインを提案したい”と言っている。東独、オーストリーはそれに同意見で、オランダは“なるべく多くの国語での、よく用いられているリンク用語〔例えば著、述、by, par, durch・・・〕のリストを編さんすることも可能であろう”と言っている。

英国は“著作権関係がハッキリしている場合には a: のサインで良く、あまりハッキリしていない場合には注で説明しておく”と提案し、カナダはこの要素の説明はあまりにも漠然としすぎていると批判している。¹⁴⁾ その他に、チェコは“著者表示の際に、それが筆名である場合などそのことを銘記しておきたい”と注文をつけ、スイスは“語尾変化をおこす国語での資料の目録の際の困難”を訴えている。

改訂案で新たに追加された事項、多巻物の1冊の扱い方についての意見は、14カ国からあつまった。Gorman は二段階方式による処理を有利として第一案にあげて、その承認を求めようとしているが、大部分の国は賛成している。しかし無条件でスッキリとした、第一案賛成はスウェーデン、スイス、チェコ、オーストリー、ソ連の5カ国、それに“機械操作を考慮した場合、第一案が当然”と答えた西独も加えられよう。ポーランドは、“百科事典その他のもので第二案採用の方が有利の資料もあろうか”と条件つきで第一案に賛成している。“第一案でやっていった場合に特に困難なケースが出てこないか、慎重な検討を要する”(オランダ)、“第一案をとるとしても、両レベルの記入に同じ要素が重複して出てくることは当然”(イタリア)、“両レベルで叢書名をくりかえし記載しておくのは愚である”(ハンガリー)といった意見も出ている。アメリカは“目録と書誌の差が根底にあるから、両案ともこのして使いわけるべきであろう”と言っており、英国は、“両レベルでの記入要素が変化し得ることを銘記しておくこと”という注文をつけている。カナダは両案の選択については触れずに、“記号の矢印 → よりは従来の一 が可”と答えている。

叢書表示については、10カ国が意見を述べている。アメリカは、“学位論文の表示を叢書表示として扱うべきでない”とフランスの意見とは対立している。叢書名を括弧に入れるやり方に関しては、“二つ以上の叢書に属しているのなら、その数だけ括弧を使え”と言っており、西独、ノルウェーは“アメリカ案に部分的に賛成をするが、叢書中の叢書の場合の一つの括弧でよい”としている。東独は、“叢書中の叢書も二つの括弧を用いる

のがよい。その際の順序は従属している方の叢書名の方を先に出すこととしている。¹⁵⁾ それぞれ別の叢書の二つ以上に属する場合にも二つ以上の括弧を用いるが、[同等という意味を示すために] = (等号) でつないであげばよい、”と主張している。

オランダは“たとえばシェクスピア全集第4巻といった個人全集にまでも、この叢書表示に準じた扱いをし、括弧に入れておく”という意見を出し、スイス、ソ連は“叢書編しゅう、監修等に関係の個人名、団体名といったものをSBDの立場では記載しておく必要が果してあるのか、”と疑問を発している。なお南阿、(順序の移動提案) オーストリー(略字 no. をいつも叢書表示につける要なし)なども意見を出している。

結びにかえて

ここに紹介した40の意見、その意見をおくった国といったものを考えあわせて、何らかの方向をみいだそうという努力は私なりにしたつもりではあるが、それがどんなにか労多くして、しかも成果は約束されないものであることは御理解頂けたものと思う。

我々としては、昨年の会議で論ぜられた。標目設定に関する諸討議たとえば英国のチャップリン氏、1961年会議での名事務長自身の注釈書がいくつかの点で書きなおされたというのに対して、もっと注目して、その方での原則徹底をはかり、またあの時の決議 IV を速かに育てあげてゆくべきであると思う。最後に、私が、日本図書館協会、整理技術通信、no. 11 (1970年2月) で書いたことを引用させて頂こう。

“目録規則には、善いとか悪いといった判断はつけられない。どちらの方が、より良く耐えてゆかれるかの比較のみである。”

(図書館・情報学科)

1. 堀内郁子, “MARC Project その背景と概要” *Library and information science*, no. 6, 1968, p. 27-38.
2. 小田泰正, “MARC II と機械可読目録の標準化”, *現代の図書館*, vol. 7, 1969. 6, p. 62-71.
3. Avram, H. D. and Curran, A. T. *The Identification of data elements, bibliographic records* 1967.
4. 中村初雄, “書誌情報記録の標準化と MARC”, *医学図書館*, vol. 15, no. 4, 1969. 12, p. 451-7.
5. 中村初雄, “IFLA 目録原則国際会議以後の経過の一断面”, *Library and information science*, no. 7, 1969, p. 49-58.
6. Chaplin, A. H. and Anderson, Dorothy. *State-*

ment of principles adopted by the International Conference on Cataloging Principles, Paris, October, 1961. Annotated edition, London, IFLA, 1966. 66 leaves.

7. 決議 IV 実施計画

(A) 組織委員会の指令により今後企画・実施されるのは次の通り。

(1) それぞれの国における自国人、個人名の記入がどのような形式で識別されているかについての説明の速かなる公表。

(2) 以下の如きリストの作成・公表

(a) 国、その他領土とむすばれた機関〔都道府県・市町村、植民地等〕の目録記入の際の形式即ちそれら自体が正式に用いている名称のリスト。それらには世界のいくつかの主要語での訳名をつけておくこと。

(b) それぞれの国における、無著者名古典の統一書名のリスト。それには他国語での一般に認められた訳があればつけておくこと。

(c) 著作の形式・性格を反映させるような便宜的標目（伝統標目）を用いて、あつめておいた方がよいと思われるような出版物のカテゴリーを列挙したリスト〔あまり範囲をひろげないように〕。

(B) 例えば、ギリシャ・ラテンの古典作家の名に対する統一標目のリスト、各国に存在する主要団体の名称、国際組織・団体の名称のリストを作成することが切実に要望されている現状にかんがみて、とりあえず試験的に少数のものについても編さんを開始すること。

8. Gorman, Michael. *Standard bibliographic description*; a proposal for a standard comprehensive international system for the recording of bibliographic data. Revised draft proposals for consideration by the IMCE Working Party on the Standard Bibliographic Description. November 1969. [22] leaves (processed).

9. ここでの用語については、『仙田正雄先生古稀記念論文集』に寄稿した。

10. 中村初雄, 言葉の伝達と意味の伝達について<図書

館と社会（武田虎之助先生古稀記念論文集）1970> p. 111-120.

11. International Standard Book Number (ISBN) 1967年1月から英国出版業者達が、“新しく出版される図書の標題紙裏に、固有番号を印刷しておき、個別化する”目的ではじめた、標準図書番号を国際的規模に拡大したもの。ドイツその他に賛成国も多い。ISBNは、1968年ベルリンで開かれたISO/TC 46/W 91 第2回会合での報告によれば、10桁で、国、地方、言語（または類似グループ）、出版者識別、図書識別、チェック・ディジットを含むものとされている。これが国際資料貸借にまでも使えるようになれば、その効果は大きい。英国のSBNは9桁構成で出版者識別番号は出版資料数の多少で2〜7桁、図書識別番号1〜6桁、チェック・ディジット1桁となっている。UNISISTなどの主張しているSerial Number Systemの構想も同じものである。

12. 最初に出版された図書（資料）の出版年を第一レベルのこの個所（3C）に書き、矢印（または類似の記号）をつけておく。これはこの著作が出版完了したときといえども、追記（終期、完成年度）したりしない。

13. 叢書名が各巻全部にわたり共通な場合には常に、第一レベルの個所に記載しておく。第二レベルのこの個所にも、個々の巻が独立して番号づけされていたり、名称がついている場合には繰り返しておいてよい。

14. Gorman が説明している例は、
Statistics of homelessness, [issued by the] Home Office.

などで判りやすいのであるが、漠然と批判しているのは、パリーでの会議で定義されたということになっている、Primary authorship という概念についての指摘であろう。

15. 日本目録規則 1965年版 § 137 の例についていえば、（スポーツ叢書 第122, スポーツ・ビギニング・シリーズ 2）というのが、（スポーツ・ビギニング・シリーズ 2）（スポーツ叢書 第122）にかかわることを意味する。